

年末年始の休日が変わります！

今年度から、役場および各公共施設（クリーンセンター・町立病院・町有バス・ごみ収集業務を除く）などの年末年始の休日の変更となります。

これまでの年末年始
12月31日～1月5日



今年度からの年末年始
12月29日～1月3日

【今年度の年末年始ガイド】

施設など	今年度の年末年始
役場・ふれあい交流センター・各公民館・各保育園・標茶幼稚園・標茶児童館・農業者トレーニングセンター・ふれあいプラザゆう・武道館・博物館 ※火葬・死亡届など緊急を要する場合は、休みの間も受け付けています。	12月28日(水)まで平常どおり 12月29日(木)～1月3日(火)まで休み 1月4日(水)から平常どおり
図書館	12月26日(月)は午前10時～午後5時まで臨時開館 12月27日(火)～28日(水)は蔵書整理のため休館 12月29日(木)～1月3日(火)まで休み 1月4日(水)から平常どおり
クリーンセンター（ごみの受け入れ） ※今年度は休日の変更はありません。	12月31日(土)は午前9時～正午まで受け入れ 1月1日(日)～5日(木)まで休み 1月6日(金)から平常どおり
町立病院・町有バス・ごみ収集業務 ※今年度は休日の変更はありません。 ※定期薬を服用の方は、休み中に薬切れが生じないように早めの受診をお願いします。	12月30日(金)まで平常どおり 12月31日(土)～1月5日(木)まで休み 1月6日(金)から平常どおり



■問い合わせ／役場総務課庶務係（2階⑩番窓口☎内線211）



秋の紅葉もあっという間に過ぎ去り、朝晩の気温ですっかり冬の気配を感じる季節となりました。標茶町で過ごす2年目の冬が静かに始まるうとしています。私事ですが、10月には虹別で初となる写真展を開催することができました。たくさんの方々のご協力のおかげで、2日間で300人近くの来場者を記録し、虹別という土地にたくさんの方が集まってくれたことが何より嬉しかったです。協力隊としての活動も折り返し地点です。残り半分の任期ですが、引き続き



映像と写真を通じて標茶町の魅力を伝えていくことに尽力してまいります。YouTube登録者も1110人を突破し、動画本数も90本を超えました。私自身の標茶町が好きという気持ちをそのまま映像に落とし込もうと日々葛藤しながら作成しています。まだまだ標茶町のことを何も知らないのですが、町民の皆さんと交流させていただく中で、もつともつと標茶町に根付いた取材をしていこうと思っています。今後ともどうぞよろしくお願ひします。

地域おこし協力隊 活動日誌

vol.51



地域おこし協力隊
中道 智大

交通ルールを守りましょう！

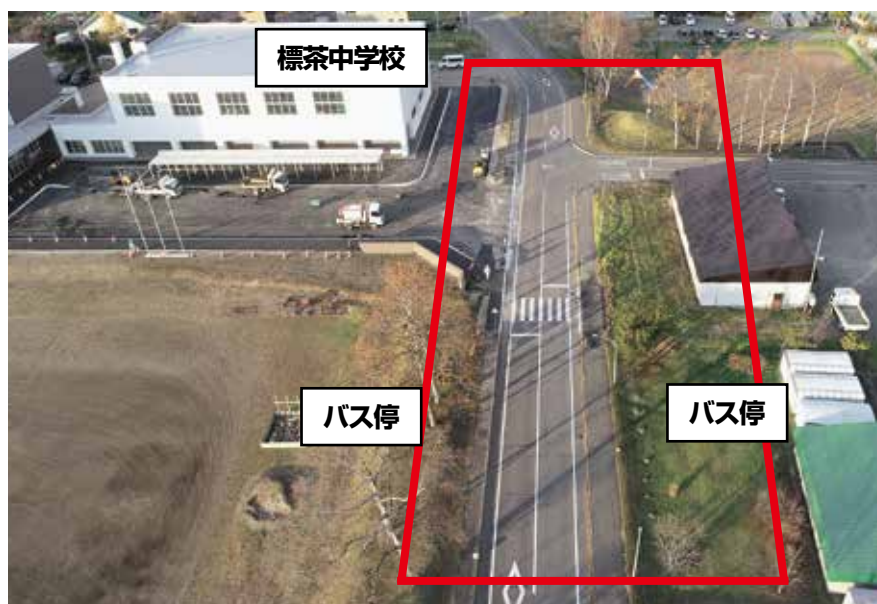
標茶中学校前のバス停留所付近は、町有バスの運行時間は駐停車禁止ですのでお気を付けください。歩行者や他の車両の通行を妨げ大変危険ですので、一般車両の駐停車はご遠慮ください。

■終日駐停車禁止となる場所／

- 交差点、横断歩道
- 交差点の端、道路の曲がり角から5メートル以内
- 横断歩道の端から前後5メートル以内

■町有バスの運行時間（午前8時～8時10分、午後3時50分～4時）は駐停車禁止となる場所／標茶中学校前停留所の標柱（バス停）から10メートル以内

■問い合わせ／役場管理課車両管理係（2階④番窓口☎内線143）



住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響が大きいことから、低所得の世帯に対する支援として給付金を支給します。

※受給には手続きが必要です

■支給額／1世帯あたり5万円

■支給時期／確認書（または申請書）が受理された日からおおむね3週間後

■支給対象／

- ①令和4年9月30日時点で標茶町に住所があり、世帯全員が令和4年度住民税均等割が「非課税」の世帯
- ②令和4年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

※非課税世帯であっても、課税者から扶養されている場合は支給対象外となります。

■受給手続き／

- 支給対象①に該当する世帯…12月中旬以降に対象世帯へ順次「確認書」（または申請書）が届きます。内容に誤りがないかを確認し、同封の返信用封筒で役場保健福祉課へ提出してください。

※申請書は、役場で調べきれない情報があった場合にお送りします。

（令和4年1月2日以降に世帯に転入があり、課税情報が標茶町に無いなど）

- 支給対象②に該当する世帯…該当になると思われる世帯は、役場保健福祉課社会福祉係へご連絡ください。関係書類をお送りします。

※「申請書」を提出した際、支給要件に該当せず対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申請期限／令和5年2月28日(火)

■問い合わせ／

- 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（☎0120-526-145）

※受付時間は午前9時～午後8時。

- 役場保健福祉課社会福祉係（1階④窓口☎内線131）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



除雪だより

～除雪は皆様のご協力が必要です～

除雪作業方針

除雪車出動の基準

①・②を基準として除雪します。

①降雪量がおおむね10cm

②地吹雪などによる吹きだまりが所々にある場合
特例的な基準として、③・④の場合も除雪します。

③雪が降った後に雨が降り、アイスバーンになる恐れがある場合

④交通事故などが発生する恐れがある場合



出動時間

次の時間に出勤します。

・早朝…午前5時30分に出勤し、午前7時20分までに1車線を確保することに努めます。

・早朝以外…雪などの状況に合わせて出勤します。

※除雪路線まで遠い場合などは、状況に合わせて早く出勤します。



除雪できない場合

除雪車両の事故が心配される次のような場合は、除雪できません。

・地吹雪がひどく前が見えない場合

・夜間（災害発生や緊急時などの特別な状況を除く）



お知らせ

- ・自宅周りの道路などが凍結した時の散布用の砂を若干用意していますので、役場・各公民館へ問い合わせください。
- ・緊急通行止めになる場合がありますので、出掛ける時は天気予報を見るなど注意しましょう。

町指定の排雪場所

- ・標茶市街…あすなる道路裏、平和コミュニティハウス横
- ・磯分内市街…旧磯分内小学校跡
- ・虹別市街…第1入口

お願い

効率の良い除雪のために、次のことにご協力をお願いします。

◎敷地内の雪を道路に出すことは、道路交通法で規制されていますのでやめましょう。

◎路上駐車は車庫法で規制されているほか、除雪作業の妨げとなるのでやめましょう。

・湿った雪の時や雪の量などによって除雪が遅れることがあります。

・除雪中、私有地に雪が入ることなどがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

・除雪の妨げになりますので、歩道や道路脇にごみ箱などを置かないようお願いします。

・除雪作業後に玄関前や間口に残った雪は、各家庭で除雪するようご協力をお願いします。

排雪場所（私有地）のご協力について

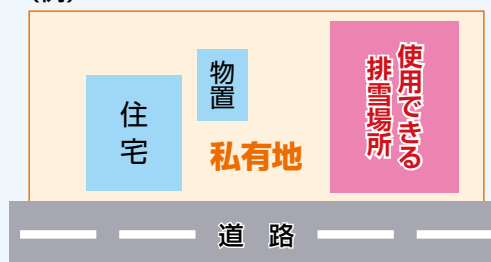
個人または法人で所有している空き地を、排雪場所として使用することにご協力いただける方は、下記係へご連絡ください。

使用させていただいた排雪場所は、雪解け後に清掃します。また、使用条件については、協議させていただきます。

すでにご協力いただいている方には、深く感謝申し上げます。

■問い合わせ／役場建設課道路係（1階⑦番窓口☎内線234）

(例)



令和4年度除雪担当業者一覧

担当地区	委託車両番号	業者名	電話番号
常盤、川上、開運	1、2	あすなろ道路	485-2649
常盤、川上	3	住友建設	485-3370
萩野、虹別市街	4～9	大鈴工業	488-2052
阿歴内、パルマイ、沼の上	10	道路工業	487-8103
塘路市街、麻生	11～13	遠藤産業	485-3511
栄、西熊牛	14、15	砂利工業	485-2483
西熊牛、熊牛、磯分内市街	16～21	岡村産業	486-2359
富士、開運、桜	22～24	大栄運輸	485-2833
旭、虹別、久著呂、コッタ口	25～34	日野組	485-1036
常盤、平和、茶安別	35～42	新根開発	485-2148
上虹別	43～47	北盛運輸	488-2059
弥栄、沼幌、厚生、五十石、茅沼、阿歴内、多和、オソツベツ	48～65	丸越産業	485-2405
麻生	66、67	林重機工業	485-3482
桜、桜住民センター、町立病院駐車場	68	大東商事	485-1606
旭、富士、開運公住、バスターミナル、開発センター	69	後藤組	485-2408
桜、ルルラン、終末処理場	70	丸栄組	485-2892
上茶安別	71	真野産業	485-2285
標茶市街全域、ルルラン通り、虹別	—	役場	485-2111

※担当区域については、変更になる場合があります。また、上記区域のほかに、福祉除雪を実施している路線があります。

除雪委託車両には
ステッカーが
貼ってあります▶

この場合、委託車両番号は「7番」です。

⑦ 標茶町
除雪委託業者

問い合わせ

- ・ 町道に関する事…役場建設課道路係（1階⑦窓口☎内線234）
- ・ 道道に関する事…釧路建設管理部弟子屈出張所（☎482-2147）
- ・ 国道に関する事…釧路開発建設部弟子屈道路事務所（☎482-2327）
釧路開発建設部釧路道路事務所（☎0154-41-8101）
釧路開発建設部中標津道路事務所（☎0153-72-3221）
- ・ 国道・道道の通行規制は、北海道開発局ホームページ「北海道地区道路情報」で公表しています

第3期

標茶町地球温暖化防止 実行計画進行管理

本町では、町の事務事業で排出する温室効果ガス（主に二酸化炭素）の抑制を目的に「第3期標茶町地球温暖化防止実行計画（令和3年度～令和7年度）」を策定しています。

計画の対象は町有施設や公用車などで、毎年度結果を公表しています。

◎令和3年度の状況（進行管理）

（△は減）

区 分	基準年度 (平成25年度) 排出量	令和3年度実績		
		排出量	増減量	増減率
ガソリン	160 t	161 t	1 t	0.6%
軽油	897 t	728 t	△ 169 t	△ 18.8%
灯油	674 t	899 t	225 t	33.4%
A重油	2,122 t	1,186 t	△ 936 t	△ 44.1%
LPGガス	45 t	36 t	△ 9 t	△ 20.0%
電気	2,799 t	2,677 t	△ 122 t	△ 4.4%
廃プラ一般	1,101 t	1,239 t	138 t	12.5%
廃プラ産廃	14 t	33 t	19 t	135.7%
合 計	7,812 t	6,959 t	△ 853 t	△ 10.92%

※廃プラスチックは焼却量です。



結果分析

- ・基準年の平成25年度に比べて、二酸化炭素の排出量は853 t、10.92%の減少となりました。
- ・二酸化炭素排出量減少の主な要因は軽油・A重油使用量の減少によるものです。
- ・軽油については、町有車両の計画的な入れ替え・配置により、燃料が軽油からガソリンに代わったため、二酸化炭素排出量が減少しています。今後も環境に配慮した車種の変更、業務の見直しなどによる削減に努めます。
- ・A重油については、各施設の改築・廃止に伴い二酸化炭素の排出量が著しく減少しています。
- ・電気については、二酸化炭素排出量は下がっているものの、使用量は増加しているため、日頃からの節電にご協力をお願いします。
- ・ごみとして出るプラスチック類が平成25年度に比べ、大幅に増加しており、二酸化炭素排出量が増えています。これは、燃やせるごみの中に混ざっている廃プラスチック類の割合が増加していることが原因です。

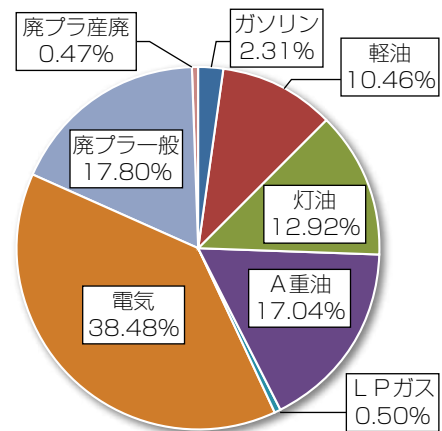
家庭での資源ごみの分別にご協力をお願いします。

「第3期標茶町地球温暖化防止実行計画」の内容は以下のとおりです。

- ・期間／令和3年度～令和7年度の5年間
- ・排出量削減目標／基準年（平成25年度）より23.0%減
年間目標として毎年4.6%減

本町は2022年3月に脱炭素を目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。さらなる排出量削減に向けて、役場全体で積極的に取り組んでいきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◎令和3年度二酸化炭素排出量構成比



■問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階⑰番窓口☎内線222）

令和5・6年度有効となる競争入札などの参加資格申請の受け付けについて

令和5・6年度中に標茶町が発注する建設工事、物品購入、その他業務の競争入札などに参加を希望する方は申請が必要です。業種により受付期間が異なりますので下記をご確認ください。

◆建設工事・測量調査設計など

「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」にて電子申請受付が可能です。

■受付期間／12月12日(月)～令和5年1月31日(火)

■URL／<http://www.hoctec.info/kyoshin/>

■問い合わせ／北海道建設技術センター（☎011-733-2322）

◆物品、その他業務、上記システムを利用しない建設工事・測量調査設計など

詳細は広報しべちゃ1月号に掲載します。

■受付期間／令和5年1月20日(金)～2月20日(月)

■問い合わせ／役場管理課契約管財係（2階⑭番窓口☎内線142）



新規取得者

に商品券を贈呈します

本町では、令和4年7月22日以降に初めてマイナンバーカードを取得する方に対し、カード交付時に町内で使える商品券千円分を贈呈しています。

この事業は、令和5年3月31日までにマイナンバーカードを取得された方が対象です。マイナンバーカードをまだお持ちでない方には、順次オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が送付されており、スマートフォンなどで申請書のQRコードを読み取り、簡単に申請できます。

○**対象者**／マイナンバーカードを初めて取得する標茶町民

○**取得期限**／令和5年3月31日

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係

(2階⑬番窓口☎内線218)

※QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

夜間受取窓口を開設

マイナンバーカードを受け取るためには、申請時に全ての書類を提出し、本人限定郵便で受け取るか、平日役場開庁時に、来庁し必要な手続きを行った上で、受け取る必要があります。

仕事や学業などで、役場が開庁している時間にマイナンバーカードを受け取りできない方を対象に、**毎月第3水曜日**に、夜間受け取り窓口を役場庁舎1階専用窓口にて開設します。

夜間受け取り窓口では、マイナンバーカードに関する問い合わせやマイナポイントなどの相談も可能ですので、ぜひこの機会をご利用ください。

○**場所**／役場1階マイナンバーカード専用窓口

○**日時**／12月21日(水)、午後8時まで

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係

(2階⑬番窓口☎内線218)

マイナンバーカード申請

どこにでも行きます！

「申請したいけどよく分からない」「手伝ってもらおうにも役場や公民館には行けない」「聞きながら申請したい」など、マイナンバーカードを取得するのが難しい、役場にはなかなか行けない、何なら来てほしい！という方のために、2人以上のグループであれば、ご自宅、集会所など場所を問わず、どこにでも出向き、マイナンバーカードの申請サポートを行います。申請はインターネット経由で、当日は顔写真を無料で撮影します。マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得してください。

○**申し込み**／下記QRコードより申し込みください

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）、役場住民課町民係（1階①番窓口☎内線121）

申し込み



標茶町全域光回線利用開始

標茶町全域で光回線サービスの利用が開始されています。

光回線サービスを利用したインターネット接続で、動画の視聴や大量のデータ送受信が容易に行えるようになるなど、さまざまな場面での利用が想定されます。ぜひ、光回線サービスの利用をご検討ください。

光回線サービスの利用開始には、光回線サービスを提供している、プロバイダ事業者へ直接申し込む必要があります。プロバイダ事業者は、光回線工事を行ったNTT東日本やNTT光コラボレーションモデル事業者が該当になります。光回線サービス提供事業者に申し込みする際は、ご注意ください。

町内事業者からの購入限定

Wi-Fiルーターの購入費用を助成します！

光回線の利用開始に伴い、Wi-Fiルーターの購入費用を下記のとおり助成します（町内事業者から購入した場合のみ対象）。購入可能な町内事業者は、町内に店舗を有する事業者で業種は問いません。購入を希望する場合は、各事業者にお問い合わせください。

○**助成対象**／町内で開設した光回線を利用したWi-Fiルーターの購入費用

○**助成金額**／購入費用に対して2分の1（上限5,000円）

○**申請に必要な物**／

- ・助成申請書（町ホームページまたは下記係に設置）
- ・町内事業者より購入したWi-Fiルーターの費用が確認できる請求書や領収書などの写し
- ・振込口座が確認できる物

Wi-Fiルーターとは…

ケーブル不要でインターネットにつながります！
家の中などで使うパソコンやスマートフォン、プリンターやIoT機器などを、無線の電波でインターネットにつなげる便利なものです。

申し込み・問い合わせ／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）

土地・家屋や軽自動車の名義を変更される方へ

土地・家屋の場合

- すでに登記されている土地や家屋の所有者（名義人）を売買や相続などで変更する場合は、釧路地方法務局（☎0154-31-5000）で登記の変更をしてください。登記されていない家屋については、役場窓口で手続きをしてください。12月31日までに手続きを完了すると、来年度から固定資産税の納税義務者が変更になります。
- 相続登記をする方で、その手続きが遅れる場合は、相続人の中から来年度以降、固定資産税を代表して納めていただく方を相談して決めてください。手続きに必要な用紙は送付します。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

軽自動車の場合

車種	手続き（申告）場所・問い合わせ	手続きに必要な物
<ul style="list-style-type: none"> •原動機付自転車 125cc以下のバイク、ミニカーなど •小型特殊自動車 農耕作業用（トラクターなど）、その他特殊作業用（ホイルローダーなど） 	<p>役場税務課税務係 （1階⑨番窓口☎内線152）</p>	<ul style="list-style-type: none"> •標識（ナンバープレート） •標識交付証明書
<ul style="list-style-type: none"> •軽四輪自動車 660cc以下の軽四輪車 	<p>釧路軽自動車協会 （☎0154-51-0745）</p>	<p>譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> •軽二輪車 125ccを超え250cc以下のバイク •二輪の小型自動車 250ccを超えるバイク 	<p>北海道運輸局釧路運輸支局 （☎050-5540-2005）</p>	

20歳になったら国民年金

国民年金は、年を取った時やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳になると日本に住所を有している方全員が国民年金に加入します。加入期間は20～60歳未満までの最大40年間で、毎月定額の保険料を納めなければなりません。

■国民年金のポイント／

- 国が責任を持って運営する制度のため、年金の給付は生涯にわたって保証されます。
- 年を取った時に受け取る老齢年金のほか、病気や事故により障がいが残った時に受け取れる障害年金、加入者が死亡した際、その加入者に生計を維持されていた遺族が受け取れる遺族年金があります。

■国民年金の加入／

- 20歳になったら自動的に国民年金に加入（厚生年金加入者および厚生年金加入者に扶養されている配偶者を除く）となりますので、お手続きなどはありません。
- 20歳になってからおおむね2週間程度で国民年金に加入したことのお知らせと「基礎年金番号通知書」が送られます。「基礎年金番号通知書」は一生を通して使用しますので、大切に保管してください。

■「学生納付特例制度」と「免除・納付猶予制度」／

- 学生納付特例制度…学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
- 免除・納付猶予制度…本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下である場合や失業した場合には、全額または一部の免除を受けることができます。50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※学生の方は、免除・納付猶予制度を申請できません。

■問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線124）

